

地球環境保全効果が見込まれる案件に係る
貿易代金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱いについて

令和元年 7 月 16 日 19 - 制度 - 00097

沿革 令和 5 年 1 月 30 日 一部改正

令和 6 年 2 月 28 日 一部改正

貿易代金貸付のうち、別紙に掲げる地球環境保全効果が見込まれる案件に係るものに対する貿易代金貸付保険及び当該貿易代金貸付保険に係る保険契約を関連貸付保険契約として締結するスワップ取引保険については、下記のとおり取り扱う。

記

株式会社日本貿易保険は、別紙に掲げる貿易代金に係る貿易代金貸付金債権等の取得若しくは当該貿易代金に係る借入金等に係る保証債務の負担に対する貿易代金貸付保険又は当該貿易代金貸付保険に係る保険契約を関連貸付保険契約とするスワップ取引保険の申込みがされた場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に次の環境イノベーション保険特約を付すものとする。

1 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約

「

環境イノベーション保険特約

- 一 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第 3 条第 1 号から第 9 号までに該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。
- 二 約款第 3 条第10号から第12号までに該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の97.5を乗じた金額とする。」

2 貿易代金貸付（保証債務）保険に付す特約

「

環境イノベーション保険特約

- 一 貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）第 3 条第 1 号に該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。
- 二 約款第 3 条第 2 号及び第 3 号に該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の97.5を乗じた金額とする。」

3 スワップ取引保険に付す特約

「

環境イノベーション保険特約

- 1 保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額とする。
 - 一 スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）第3条第1号から第9号までに該当する事由の場合 100分の100
 - 二 約款第3条第10号から第12号までに該当する事由の場合 100分の97.5
- 2 約款第6条にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第4条又は第5条に基づき算出した損失額から約款第6条第1項各号に掲げる額を控除した残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。
 - 一 約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由に係る場合 100分の100
 - 二 約款第3条第10号から第12号までのいずれかに該当する事由に係る場合 100分の97.5」

附 則

この規程は、令和元年7月17日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年3月20日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年3月15日から実施する。

別紙

環境イノベーション保険特約の対象となる貿易代金

- 1 再生可能エネルギー事業（太陽光、風力、水力、自然界に存在する熱・エネルギー（地熱、太陽熱、波力等）又はバイオマスエネルギー源とする発電事業をいう。）又は廃棄物発電事業向けの設備・機器の輸出契約等に係る貿易代金
- 2 省エネルギー事業向けの設備・機器（廃熱回収設備、スマートグリッドその他のエネルギー消費効率の改善に資すると見込まれる設備・機器（発電所に導入する場合を除く）をいう。）の輸出契約等に係る貿易代金
- 3 地球環境保全に資する新技術（二酸化炭素回収・利用・貯留関連技術、水素関連技術、系統安定化関連技術（蓄電技術等）、燃料電池関連技術その他の地球環境に資する新技術をいう。）を活用する事業向けの設備・機器の輸出契約等に係る貿易代金